

議 事 録

令和2年度四万十町農業委員会5月総会

日 時	令和2年5月26日(火)午後2時00分 開議	
場 所	四万十町役場 本庁 東庁舎 多目的ホール	
日 程		
第1	指定第3号	会期の決定について
第2	指定第4号	議事録署名委員の指名について
第3	報告第3号	農地法第18条の規定による合意解約通知について
第4	報告第4号	非農地証明事務処理報告
第5	議案第7号	農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について
第6	議案第8号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
第7	議案第9号	四万十町農用地利用集積計画の決定について
第8	議案第10号	農用地利用配分計画案に対する意見決定について
第9	議案第11号	四万十町農業委員会が定める別段の面積について
第10		その他

〔出席委員〕

1. 下元 弘章
2. 掛水 誠幸
3. 廣井 栄治
4. 小野 重明
5. 濱田 誠
6. 下元 誠一郎
7. 欠席
8. 宮崎 恵美子
9. 太田 祥一
10. 山本 道雄
11. 甫喜本 治誠
12. 山脇 文男
13. 伊藤 智江
14. 武内 道則
15. 吉良 榮
16. 竹内 純
17. 中原 英昭
18. 宮脇 真弓
19. 林 幸一
20. 中城 康子
21. 岡村 博晶
22. 西井 健夫
23. 西内 一隆
24. 市川 絢子
25. 窪田 良一
26. 甲把 雄
27. 市川 正司
28. 大西 博之
29. 石田 芳秋
30. 澤田 憲男
31. 猪野 啓一
32. 山本 奨一
33. 東出 一茂
34. 宮谷 和夫
35. 山崎 力
36. 上野 渡
37. 田村 守
38. 佐々木 通
39. 梶原 美智

〔欠席委員〕

- 7番 浜田 大彰

〔事務局〕

西田 尚子・林 和利・田中 淳一郎・宮本 和也・池本 拓矢・山川 美恵

事務局長 それではただ今より、令和2年度四万十町農業委員会5月総会を開催いたします。ご起立ください。礼。ご着席ください。会に先立ちまして、林会長よりご挨拶申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。局長が先ほど申したとおり、先月は、農業委員だけで会をしまして寂しいなと思いました。皆さんに集まっていたいて、これぞ農業委員会だと実感している所です。終息しつつあるのですが、報道によりますと、第2波が来ると聞いておりますので、気を抜かないように。一つお知らせします。新嘗祭がありまして、献穀者に山本道雄さんが今回選ばれまして、名誉なことですし、山本さんにおかれましては、大変気を使い大変だと思います。28日には、田植え式を行うこととなっておりますが、ぜひ、いいお米を作って献上出来るようにと思っています。私も実行委員会に入っているわけですが、この行事というのは、寄付で賄われるそうですので、また皆さんに奉加帳が回っていくであろうと思いますのでよろしく申し上げます。

議長 それではただ今から、令和2年度四万十町農業委員会5月総会を開会いたします。総会は、四万十町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、会長が議長を務めることになっておりますので、よろしく申し上げます。通常であれば、憲章朗読を行う所ですが、今回は省かせていただきます。

 本日の会議に、7番浜田大彰委員から欠席の届けが出ております。

議長 次に、会議成立についてですが、四万十町農業委員会会議規則第9条の規定により農業委員18名、推進委員19名となっており、過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

 本日の議事日程はお手元に配布しているとおりです。それでは、議事に移ります。

 日程第1、指定第3号「会期の決定について」を議題とします。

 お諮りします。令和2年度四万十町農業委員会5月総会の会期は、令和2年5月26日の本日1日といたしますが、これにご異議ありませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、本総会の会期は本日1日といたします。

 次に、日程第2、指定第4号「議事録署名委員の指名について」を議題とします。四万十町農業委員会会議規則第24条第3項の規定により、議事録署名委員を2名指名したいと思います。議長において指名することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、議事録署名委員に16番、竹内 純委員と、28番、大西 博之委員を指名いたします。なお、会議書記は事務局職員に申し上げます。

議長 続いて日程第3、報告第3号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知についてご説明いたします。ページは、3ページから5ページです。件数は、窪川地域の8件になります。なお、借受人・貸出人の氏名・住所については、お手元の議案書のとおりです。

それでは、番号1について説明します。土地の所在、興津字元地3555番、地目、田、面積、330㎡、以下4筆あり、合計5筆で面積が1,511㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和2年5月1日です。配分先である耕作者の経営規模縮小により、当面再配分の見込みがないことから、解約するものです。

続きまして、番号2から番号6は、番号1の解約によるもので、まとめて説明します。

番号2、興津字元地3555番、地目、田、面積、330㎡。

番号3、興津字元地3551番、地目、田、面積、824㎡。

番号4、興津字元地3556番、地目、田、面積、2,359㎡の内33㎡。

番号5、興津字元地3553番、地目、田、面積、1,328㎡の内139㎡。

番号6、興津字元地3552番、地目、田、面積、1,756㎡の内185㎡です。

解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和2年5月1日です。

続いて、番号7、土地の所在、興津字森ノ前3687番、地目、田、面積、744㎡のうち130㎡、以下5筆あり、合計6筆で面積が3,604㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和2年5月1日です。配分先である耕作者の変更により解約するものです。後の配分計画により再配分される計画です。

続いて、番号8番、土地の所在、興津字森ノ前3692番、地目、田、面積1,882㎡です。解約事由は、双方合意。合意年月日、引渡年月日ともに、令和2年5月1日です。これは、7番のうち1筆のみ所有者まで解約し、後に新たな借受人に利用権設定するものです。以上です。

議長 報告第3号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが何かありませんか。特になければ、報告第1号は終わります。

議長 続いて、日程第4 報告第4号「非農地証明事務処理報告について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 日程第4 報告第4号 四万十町非農地証明発行事務取扱要領第6項及び四万十町農業委員会事務局規定第8条第5号の規定により、非農地証明書を発行したので報告します。議案書は、6ページ、7ページをご覧ください。今月は、全部で5件となっております。1番からご説明させていただきます。添付資料は、1ページから3ページです。平串字格谷1024番37、地目、畑、面積、607㎡他11筆、合計3,916.8㎡です。筆数が多いので2ページに航空写真を付けいています。赤い線で囲んでいるのが、非農地1の分です、黄色い線は、後で出てきます非農地3の分です。申請地は、平成10年頃から

耕作する者がいなくなり、原野、山林となっております。担当委員、職員で現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4、証明基準のウ、やむを得ない事情によって、10年以上耕作放棄された土地であると認め、令和2年4月20日、非農地証明を発行しております。

続きまして、2番、添付資料は、4ページです。東川角字大田乙538番、地目、田、面積、1,147㎡です。申請地は、平成5年頃より耕作しておらず、瓦礫等で固められており、原野となっております。担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ、やむを得ない事情によって、10年以上耕作放棄された土地であると認め、令和2年5月7日、非農地証明を発行しております。

続きまして、3番、添付資料は、5ページから7ページです。平串字格谷1024番34、地目、田、面積、650㎡。他1筆あり、合計1,941㎡。申請地は、非農地1の隣接地で、平成21年頃より耕作する者がいなくなり、原野となっております。担当委員、職員で現地確認し、証明基準のウ、やむを得ない事情によって、10年以上耕作放棄された土地であると認め、令和2年5月8日、非農地証明を発行しております。

続きまして、4番、添付資料は、8ページから11ページです。平串字庭草田132番、地目、田、面積、1,060㎡他5筆、合計で2,520㎡です。申請地は、平成20年頃より、耕作する者がいなくなり、原野となっております。証明基準のウ、やむを得ない事情によって、10年以上耕作放棄された土地であると認め、令和2年5月8日、非農地証明を発行しております。続きまして、西部からです。

番号5番、添付資料は、12ページ、13ページをご覧ください。土地の所在は、大正中津川字奥森ケ内461番、地目、畑、面積、447㎡外4筆あり、合計5筆で面積が3,895㎡です。申請地は、35年前より耕作しておらず、現在は、原野の状態であり、一部は山林となっております。担当委員、職員で現地確認し、四万十町非農地証明書発行事務取扱要領、第4、証明基準のウ、やむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため、農地への復旧ができない土地と認め、令和2年5月11日、非農地証明を発行しております。西部地域から以上です。

議長 報告第4号について事務局の説明が終わりました。これは、事務処理報告ですが、何かありませんか。特になければ、報告第4号は終わります。

議長 続いて、日程第5 議案第7号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号「農地法第3条の規定による農地等の許可申請の処分決定について」ご説明いたします。議案書は、8ページです。件数は、3件で窪川地域となっております。譲受人・譲渡人の住所・氏名については議案書のとおりです。申請地の位置図等は、添付資料の14ページから16ページをご覧ください。番号1番から3番は譲受人が同じですので一括して説明します。

番号1番、土地の所在、東川角字ミヤタダ乙582番1、地目、田、面積、122㎡です。以下、4筆あり、合計5筆で面積2,480㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、経営規模縮小です。

番号2番、土地の所在、東川角字ミヤタダ乙581番、地目、田、面積、102㎡です。以下1筆あり、合計2筆で面積277㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、経営規模縮小です。

番号3番、土地の所在、七里字嶋田乙98番、地目、田、面積、376㎡です。権利事由は、所有権移転の売買です。譲受理由は、相手方の要望、譲渡理由は、県外在住で耕作困難なためです。譲受人の耕作面積は現在ありませんが、今回取得する3件を合計しますと下限面積の30aは達成しております。申請地では、水稻及び野菜等を栽培する計画となっております。譲受人は、町外在住ですが、出身が当地で、親や兄弟がおり、機械なども借りて一緒に作業をしていく計画となっております。なお、今回申請のあった議案につきましては、全て農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第7号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号1番、2番について、22番 西井健夫委員。

22番 先日、譲受人の両親にお会いして話を聞いてきました。譲受人は、今いの町で会社勤めをしているようですが、休みなどを利用して耕作するそうです。退職後には、農地を増やしたいという意向だそうです。2番の土地に関しまして、1番と2番は隣同士です。特に問題はないと思います。以上です。

議長 番号3番、5番 濱田誠委員。

5番 番号3番ですが、譲受人が町外のため電話で確認しました。土地の現状は畑で、栗、柿、梅が植えられておりきちんと管理されています。今回売買に至った経緯ですが、先ほど事務局が言われたとおり、譲渡人が県外のため管理が大変であることを知人から聞いており、それならばという事で1番、2番と一緒に売買に至ったそうです。譲受人は電話で話ただけですが、意欲のある人物と判断します。以上の結果番号3番は問題ないと判断します。以上です。

議長 議案第7号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については、原案のとおり

り決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定については原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第6 議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」をご説明いたします。議案書は9ページです。今月は窪川地域の1件です。添付資料は17ページから20ページです。申請地は、2筆、土地の所在、平野字平野田 1428番2、地目、田、面積950㎡、同じく1433番、地目、田、面積1,957㎡の合計2筆、2,907㎡の農地です。権利事由は、使用貸借権の設定です。借り受け人・貸し付け人は、記載のとおりです。転用目的は農業用施設の建設です。転用理由は、現在、畜舎側に事務所や職員の駐車場があることから、養畜スペースと事務スペースの分離がされておらず、車や人の行き来などで、家畜衛生上好ましくない状況となっています。そのため今回、畜舎側にある事務所・倉庫・駐車スペースを、畜舎から離れた場所に新設し、それぞれの動線を分け、衛生管理の充実を図るために行うものです。農地区分ですが、申請地は「農用地区域内」の農地ですが、四万十町の定める農業振興地域農用地利用計画において、農用地区域内の「農業用施設用地」に指定されております。その為、今回の申請は、農業用施設用地に指定された農地を、農業用施設へ転用するものですので、許可は可能と判断しております。根拠法令については、農地法第5条第2項のただし書きにあります「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において、指定された用途に供するためこれらの権利を取得しようとするとき」に該当することから、農地法第5条第1項の許可を受けることができると判断しています。転用計画につきましては、添付資料19ページの土地利用計画図に示している形で、事務所、駐車場、飼料倉庫、資材倉庫などを整備する計画です。周囲の状況・影響については、東側に隣接する農地は貸主の農地であり、その他周囲は農地、借主の畜舎・事務所となっていますので、特に影響がないものと考えています。同意については、隣接する農地1筆の所有者が町外のため、現在同意書を取り寄せ中となっておりますが、それ以外については同意を得ています。土地の造成計画については、整地のみで、特に計画はありません。進入計画については、事務所側については北側の申請者所有の道路から、飼料・資材倉庫側については南側の農道より進入します。それぞれの進入口に町管理の水路がありますが、占用許可をとっております。また、事務所側・倉庫側の直接の車両の行き来はないとのこと。排水計画についてですが、今回トイレ、キッチンスペース等の水回りは設けないため汚水排水は無く、雨水のみとなります。雨水は申請地内が砂利敷きで自然浸透としていますが、浸透しきれない分に関しては、申請地内の中央の排水路へ排水します。この排水路には水利組合はなく、町の水路の担当課と雨水の排水について協議しており、承諾は得ています。資金計画については、自己資金にて必要な事業費を確保していることを確認しています。あと、申請地は昭和60年頃に県営土地改良事業で圃

場整備をした土地ですが、すでに償還が済んでおり、土地改良区の同意は不要と確認しています。以上で説明をおわります。

議長 議案第 8 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願いします。

議長 10 番 山本道雄委員。

10 番 農事組合法人 平野共同畜産の代表に会って来ました。工事につきましては、田んぼの収穫が終わってからになるということでした。計画の妥当性ですが、必要最小限にとどめているということで、進入路がちょうど隣の農道も使って、飼料の供給をしていますが、大型車の通行になって周りの農家にも迷惑がかかっているということで、新しい事務所が出来たらその横にその大型車が通れる道を作って、農道を通らないようにするそうです。周辺農地への影響については、周りはほとんど自社の組合の土地でありまして、問題はないと思います。以上です。

議長 議案第 8 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 7 議案第 9 号「四万十町農用地利用集積計画の決定について」議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 9 号 四万十町農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

別紙のとおり、四万十町農用地利用集積計画を定め、令和 2 年 6 月 1 日付けで公告したい旨、農業経営基盤強化促進法 18 条第 1 項の規定により四万十町長より提出がありましたので、ご審議、ご決定をお願い致します。なお、提出されました申出書につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。議案書は、10 ページからになります。今月提出の案件は、11 件

で窪川地域 7 件、西部地域 4 件となっております。利用権設定を受ける者、利用権設定をする者の住所・氏名・賃借料等は、お手元の議案書のとおりです。

番号 1 から説明いたします。添付資料は 22 ページから 23 ページです。土地の所在、奈路字扎建 1179 番、地目、田、面積、348 m²、以下 3 筆あり、合計 4 筆、面積 4,844 m²です。設定は新規です。期間は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までの 1 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号 2、添付資料は 25 ページから 29 ページです。土地の所在、奈路字堂ノ前 1237 番、地目、田、面積、2,485 m²、以下 3 筆あり、合計 4 筆、面積、10,349 m²です。設定は新規です。期間は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 31 日までの 1 年間です。水稻を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号 3、添付資料は 30 ページから 32 ページです。土地の所在、興津字森ノ前 3692 番、地目、田、面積、1,882 m²です。設定は新規です。期間は令和 2 年 6 月 1 日から令和 17 年 8 月 31 日までの 15 年 3 ヶ月です。施設ミョウガを栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。

番号 4、添付資料は 33 ページからです。土地の所在、秋丸字高ノ段 104 番 1、地目、田、面積、377 m²、以下 3 筆あり、合計 4 筆、面積、1,654 m²です。設定は新規です。期間は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 5 年間です。牧草を栽培する計画です。権利の種類は、賃貸借権の設定です。なお、当地は国土調査が未完了の地区ですので、植栽面積で賃借料は計算しています。

番号 5 番から番号 7 番までは、利用権の設定を受ける者が中間管理機構ですのでまとめてご説明いたします。添付資料は、36 ページからとなっております。

番号 5 番、土地の所在、仁井田字西影田 1062 番、地目、田、面積、2,217 m²、外 3 筆あり、合計 4 筆 9,606 m²です。

番号 6 番、土地の所在、市生原字夏ヤケ 888 番、地目、田、面積、540 m²、外 2 筆で合計 3 筆、面積、2,712 m²、です。

番号 7 番、土地の所在、与津地字岡崎ノ鼻 1670 番、地目、田、面積、619 m²、外 9 筆で、合計 10 筆、面積、9,325 m²です。設定はすべて新規です。

期間は、番号 5、番号 7 は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 12 年 5 月 31 日までの 10 年間です。番号 6 は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 31 日までの 6 年間です。権利の種類は、すべて使用貸借権の設定になります。窪川地域からは、以上です。

続きまして、西部地域からです。

番号 8 番、土地の所在、上宮字下ツルイ 1060 番、地目は田、面積は 1,962 m²です。以下 3 筆あり、合計で 4 筆、面積が 3,315 m²です。設定は更新の設定になります。期間は、令和 2 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日までの 5 年になります。作物は牧草を栽培する計画です。権利は賃貸借権での設定です。

続きまして、番号 9 番ですが、番号 9 番から番号 11 番まで利用権の設定を受けるものが同じ人になりますので、まとめて説明させていただきます。なお、利用権の設定をするもので、相続人は同じ方ですが、登記名義人が違うため、番号を分けております。

番号 9 番、土地の所在地、西ノ川字上金田 397 番、地目は田、面積 248 m²です。

番号 10 番、土地の所在地、西ノ川字上金田 396 番、地目は田、面積 839 m²です。
番号 11 番、土地の所在地、西ノ川字上金田 394 番、地目は田、面積 690 m²、以下 1
筆あり、合計で 2 筆、面積が 720 m²です。設定ですが、全て新規の設定になります。
期間はどれも令和 2 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年 10 ヶ月になりま
す。作物は水稻を栽培する計画です。権利は使用貸借権での設定です。西部地域か
らは以上です。

議長 議案第 9 号について事務局の説明が終わりました。担当委員の補足説明をお願い
します。

議長 番号 1 番 2 番は同じ方ですので合わせてお願いします。30 番 澤田憲男委員。

30 番 番号 1 番、2 番について、借受人から昨日確認を取っています。借受人は、農
作業について 150 日以上従事しています。内容も利用集積計画のとおりです。新
規の設定ですが、特に問題ないと判断します。以上です。

議長 番号 3 番、33 番 東出一茂委員。

33 番 番号 3 番について、借受人から確認しました。借受人は、認定農業者でもあり、
地域の担い手でもあります。年間 150 日以上農業に従事しています。周辺農地に
悪影響を与えないことを確認しています。認定後はミョウガを作る予定です。新
規の設定ですが特に問題ないと判断します。以上です。

議長 番号 4 番、25 番 窪田良一委員。

25 番 借受人は、大正地区の方ではありますが、この間 20 日に本人と確認をしたとこ
ろ、150 日以上、酪農をしていますので本人は 365 日だそうです。牧草を植える
ということで、許可してもいいと思います。貸付人は、高知市に住居があるので、
行ってみましたが居りませんでした。確認したところ、双方の合意を得ている
ので大丈夫ですとのことでした。以上です。

議長 番号 5 番、6 番、7 番は、配分計画の方で説明させていただきますので、番号 8
番の案件。18 番 宮脇眞弓委員。

18 番 借受人の方に昨日やっと連絡が取れて確認しました。更新の案件ですけど、先
ほど窪田委員からあったように、毎日農作業に従事しており、親子で真面目に
地域の担い手として貢献している方で問題ないと思います。よろしくお願いま
す。

議長 番号 9 番、10 番、11 番 39 番 梶原美智委員。

39 番 借受人が貸付人の家の隣だそうで、貸付人は農作業が難しい状態になりまして、借受人に頼んだところやってくれと。借受人は兼業農家ではありますが、150 日以上農作業に従事していますので問題ないと思います。

議長 補足説明が終わりました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 9 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決する
とに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって、議案第 9 号 「四万十町農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 8 議案第 10 号「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 10 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」説明します。
別紙の農用地利用配分計画案について、四万十町長より提出があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により意見の決定を求められたものです。ご審議、ご決定をお願いします。議案書は、14 ページから 16 ページとなります。権利の設定を受ける者氏名・住所・賃借料についてはお手元の議案書のとおりです。添付資料は、61 ページから 71 ページをご覧ください。

番号 1、土地の所在、仁井田字西影田 1062 番、地目、田、面積、2,217 m²、外 1 筆、合計 2 筆で、面積は 3,501 m²です。権利の種類は使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和 12 年 5 月 31 日まで。受け手は、認定農業者です。水稻を栽培する計画です。

番号 2、土地の所在、中ノ越字ソヲノカイ 205 番、地目、田、面積 1,151 m²。他 1 筆、合計 2 筆で、面積は 6,105 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和 12 年 5 月 31 日まで。水稻を栽培する計画です。

番号 3、土地の所在、市生原字夏ヤケ 888 番、地目、田、面積 540 m²、外 2 筆、合計 3 筆で、面積は、2,712 m²です。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和 8 年 5 月 31 日まで。受け手は、認定農業者です。水稻を栽培する計画です。

番号4、土地の所在、与津地字岡崎ノ鼻1670番、地目、田、面積、619㎡、外7筆、合計8筆で、面積は6,474㎡。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和12年5月31日まで。水稻を栽培する計画です。

番号5、土地の所在、与津地字赤稻尻310番1、地目、田、面積、2,201㎡、外1筆、合計2筆で、面積2,851㎡。権利の種類は、使用貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和12年5月31日まで。水稻を栽培する計画です。

番号6、土地の所在、興津字森ノ前3687番、地目、田、面積、744㎡のうち130㎡、他4筆、合計5筆で、面積は、1,722㎡。権利の種類は、貸貸借権の設定です。期間は、県認可日から令和9年8月31日まで。受け手は、認定農業者です。ミョウガを栽培する計画です。これは再配分になります。

議長 事務局の説明が終わりました。
担当委員の補足説明をお願いします。

議長 番号1番、2番、29番 石田芳秋委員。

29番 番号1番、借受人に確認しました。借受人は、地域でも熱心に農業に取り組んでいる方です。農地は家と離れていますが、周りに迷惑をかけることもなく、配分計画のとおり問題ないと思います。2番ですが、借受人は、若いですが地域でどんどん田んぼを借りて水稻を耕作する意欲のある方です。配分計画のとおり問題ないと思います。

議長 番号3番、6番 下元誠一郎委員。

6番 番号3番について、借受人から電話で確認をしました。借受人は、リタイア農家の受け皿として農作業を引き受けています。認定農業者でもあり、地域の担い手でもあります。水稻ということですが、WCSを植えるということです。周りも田んぼばかりですので、別に影響はないと思います。配分計画案のとおり特に問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 番号4番、5番、9番 太田祥一委員。

9番 番号4番、5番は、利用権を設定する人が一緒に農地自体も隣接していますので、一緒に報告させていただきます。番号4番、5番の両者の借受人から確認しています。この農地は、谷あいであり猪の被害のある余り条件の良くない農地ではありますが、同じ集落の住人ということで、今回中間管理事業の受け手として耕作することになったそうです。農地につきましては、田であることを確認しております。両者とも年間150日以上農作業に従事していることを確認しております。周辺農地にも悪影響を与えないことも確認しております。両者ともにこの地域の担い手として頑張っておられる方で、番号4番、5番は配分計画案のとおり問題ないと判断します。

議長 番号 6 番、33 番 東出一茂委員。

33 番 番号 6 について、借受人から確認しました。借受人は、認定農業者です。周辺農地に悪影響を与えないことも確認しております。配分計画後はミョウガを栽培する予定です。再配分で特に問題ないと判断しました。以上です。

議長 補足説明が終わりました。議案第 10 号について質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。
議案第 10 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。
よって議案第 10 号 「農用地利用配分計画案に対する意見決定について」は原案のとおり可決されました。

議長 続いて、日程第 9 議案第 11 号「四万十町農業委員会が定める別段の面積について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 11 号 四万十町農業委員会が定める別段の面積についてご説明いたします。取得後の面積の下限は農地法で定められています。別段の面積（下限面積）ですが、平成 21 年の法改正により農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、別段の面積を定めるとなっており、農業委員会は、毎年別段の面積（下限面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。現在の四万十町の別段の面積は、お手元の資料 72 ページにあるように、30a となっております。別段の面積については、農地法施行規則第 17 条第 1 項により当該設定区域内において定めようとする面積未達の農家が総数の概ね百分の四十を下回らないように算定されるものであることとされております。資料 73 ページをご覧ください。現在の農家台帳における経営面積と農家数とになっており、10a 単位で協議しております。右下に 20a 未達、30a 未達、40a 未達の経営世帯とその割合を記載しております。30a 未達の世帯は、38.7%で 40%を下回っており、40a 未達の世帯は 46.3%で概ね 40%であり、下限面積は、今年も 30a と考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第 11 号について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、質疑を終結し採決します。

議案第 11 号 四万十町農業委員会が定める別段の面積については、現行の 30a で変更は行わないことに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員であります。

よって、議案第 11 号 四万十町農業委員会が定める別段の面積については、現行の 30a で変更は行わないことに決定します。

議長 続いて、日程第 11 号 その他の件について議題とします。

事務局

いよいよ、人・農地プラン座談会が始まります。大正、十和地域も中山間地域直接支払の集落協定と共に進めて行きます。窪川、大正、十和それぞれの地域に合わせて計画をしています。十和は担当の上川から、大正は担当の宮本からお知らせやお願いがありますので、その時はどうかよろしくお願いします。窪川地域では、6 月に藤ノ川、八千数、親ヶ内を皮切りに準備が整ったところから、座談会を行います。その時に、東又地区、仁井田地区、影野地区などの担当地区ごとの委員の皆さんにご案内をしたいと思っております。座談会が開かれる際には、出席をよろしくお願いいたします。本日は、総会が終わりましたら推進委員さんだけ残っていただいて、プランについて、農林水産課から説明をしていただきますのでよろしく願います。

議長 なければ、その他の件については終了いたします。

これで、本総会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ご起立をお願いします。以上をもちまして、令和 2 年度四万十町農業委員会 5 月総会を閉会します。礼。ありがとうございました。

閉会 午後 3 時 10 分